



市からの連絡帳

年金・子育て・福祉

国民年金保険料納付案内の民間委託

日本年金機構では国民年金保険料を納め忘れていた方に対する電話や文書、戸別訪問による納付督促や保険料の収納業務を、日立トリプルウィン(株)に委託しています。

※訪問時は日本年金機構が発行した顔写真付き身分証明書を提示し、保険料を預かるのは納付書がある場合です。

- ◆次のようなことは絶対に行いません
●手数料などの要求 ●年金手帳・年金証書・通帳・キャッシュカードなどを預かる ●ATM操作のお願い
◆武蔵野年金事務所 0422-56-1411
◆保険年金課 042-460-9825

「認可外保育施設入所児童保護者助成金」助成額の変更

「東京都認証保育所」や「認可外保育施設指導監督基準を満たしている旨の証明を受けている定期的利用保育など」の保育施設に児童を入所させている保護者に対し、その保育料の一部を助成しています。4月～平成32年3月分は、東京都から財政支援を受け、助成額を現行月額8,000円のところを1万6,000円にします。対象者にはお子さんが通っている保育施設よりお知らせします。
◆保育課 042-497-4926

民間賃貸住宅への入居や居住継続にお困りの方へ

住宅確保要配慮者民間賃貸住宅入居支援・居住継続支援制度をご活用ください。

- ◆住宅探しのお手伝い
内市と協定を結んだ保証会社の担当者が不動産会社へ同行する
対本市の住民基本台帳に記載され、収入があり、次のいずれかに該当する方
●高齢者世帯(65歳以上のみの世帯)
●障害者世帯(身体障害者手帳4級以上・愛の手帳3度以上・精神障害者保健福祉手帳2級以上の所持者がいる世帯)
●ひとり親世帯(18歳未満の子と父または母いずれかのみ)
◆保証委託契約のあっせん
内住宅を借りる際に保証人が見つからない場合のあっせん
対「住宅探しのお手伝い」に同じ
◆保証委託料の助成
内本制度であっせんされた保証会社と保証委託契約を締結した場合、新規契約時

と初回更新時の保証委託料の一部を助成
□助成額 委託料の2分の1(2万円)
対保証会社と保証委託契約を締結した方で、市内に2年以上居住し、市が定める所得基準内にある方
※そのほか詳細な条件がありますので、事前にお問い合わせください。
◆住宅課 042-438-4052

下水道使用料の減免申請

- 対世帯全員の市民税が非課税で、身体障害者手帳(1・2級)、愛の手帳(1・2度)、精神障害者保健福祉手帳(1級)のいずれかの所持者がいる世帯
申下水道課(保谷庁舎5階)窓口
※障害福祉課(田無庁舎1階)でも申請できますが、内容など詳細は下水道課へ
対●認め印 ●対象の障害者手帳 ●最近の水道・下水道料金の領収書または「口座振替済みのお知らせ(検針票)」
※代理人申請の場合は、委任状と代理人の本人確認書類も必要
□減免 申請受付後、次の検針分から基本料金を免除します(水道料金は減免なし)。
※生活保護・(特別)児童扶養手当を受けているなどにより、既に下水道使用料の減免を受けている場合は申請不要
◆下水道課 042-438-4058

スポーツ・文化

スポーツセンタープール利用休止

6月5日(月)～9日(金)は、水抜き点検などのため利用できません(6月4日(日)午後5時以降の一般遊泳も不可)。ご理解とご協力をお願いします。
※プール以外の施設は6月6日(火)の休館日を除き、通常通り利用できます。
問スポーツセンター 042-425-0505
◆スポーツ振興課 042-438-4081

伝統文化等継承事業を行う団体への補助金申請

西東京市固有の伝統芸能・民俗芸能・無形文化財(伝統行事)を継承する市内の事業に対して経費の一部を補助します。
□対象事業 4月1日～平成30年3月31日に実施する●郷土に対する認識と愛着の向上 ●担い手となる後継者の育成
●地域の連携を目的とした伝統文化等継承事業のうち、①本市の歴史の中で培われ、継承することが必要と認められる事業 ②過去に本市で実施され、復活・発掘をすることが必要と認められる事業
例：どんど焼き・おはやしなど
□補助金上限 1事業10万円
□資格 次の全てに該当する団体
●市内に活動拠点がある ●一定の活動

実績があり、応募した事業を継続的に取り組める見込みがある ●団体の規約を備え、代表者と所在地が明らか ●会計経理が明確 ●ほかに補助金の交付を受けていない ●特定の個人・団体の利益の増進、宗教や政治活動を目的としない
●暴力団やその構成員の統制下でない
申6月1日(木)午前9時～30日(金)午後4時に、申請書など提出書類を文化振興課(保谷庁舎3階)へ持参(郵送不可)
※申請書などは文化振興課・市HPで配布
◆文化振興課 042-438-4040

くらし

生ごみリサイクル 参加者追加募集

水切りした生ごみをバケツに入れて回収し、リサイクル土壌として再生しています。一部は、市内小学校の花壇の土などに使用されています。今回、50世帯を追加募集します(現在250世帯が参加)。
対市内在住の方
申5月26日(金)(消印有効)までに、往復はがき・ファクス・Eメールで件名「生ごみリサイクル参加希望」・住所・氏名・電話番号(申込方法によってはファクス番号・メールアドレスも)を下記へ
※電話受付不可。6月8日(木)を過ぎても当落の連絡がない場合はご連絡ください。
◆ごみ減量推進課 202-0011泉町3-12-35・042-438-4043・FAX 042-421-5410・E gomigen@city.nishitokyo.lg.jp

剪定枝リサイクルにご協力ください

市では可燃ごみの減量と資源化を推進するため、剪定枝・草・落ち葉を回収しリサイクルしています。平成29年度は600t資源化の予定です。
□出し方 可燃ごみの収集日に、長さ1m・太さ5cm以内を1回3束(3袋)まで
※大量に出る場合や、太さが5cmを超える場合は下記へご相談ください。
□注意 ●木材などは回収不可(可燃ごみまたは粗大ごみへ) ●たばこの吸殻・ビニールひも・紙類やレジ袋などを混入

させない(資源化できません) ●集合・一戸建て住宅を問わず、園芸業者・造園業者などに依頼して剪定枝などが大量に出る場合は処理費用を含めた契約を ●土砂類は回収不可(処理業者を紹介します)
◆ごみ減量推進課 042-438-4043

雨水浸透施設の助成制度

集中豪雨や台風による浸水被害を軽減するための取組の一つとして、宅地内に雨水浸透施設(降った雨を道路や河川に流さず地下に浸透させる)を設置する際の費用の一部(上限15万円)を助成します。
対市内にある個人が所有する住宅に雨水浸透施設を設置する工事
□実施期間 6月～平成30年2月(予定)
※詳細は、お問い合わせください。
◆下水道課 042-438-4059

募集

市職員募集(平成30年4月1日付採用)

- 試験区分 一般事務
申5月15日(月)～6月9日(金)午後2時
□試験案内 5月15日(月)～6月9日(金)の間、職員課(田無庁舎5階)・保谷庁舎1階総合案内・市HPで配布
※詳細は、試験案内で必ずご確認ください。
◆職員課 042-460-9813

文化財保護専門員(7月採用嘱託員)

対・定 次のいずれかに該当し、専門的立場から文化財事業の推進に関する業務を遂行できる方・1人
●大学で民俗学・歴史学・考古学のいずれかを専攻し専門知識を有する、またはこれと同程度の専門知識を有する、または学芸員の資格を取得している ●埋蔵文化財の調査経験・技術を有し、発掘調査報告書の執筆および編集ができる
●文化財に関する資料・郷土に関する民俗資料・そのほか必要な資料などの作成・収集・保存・展示・研究ができる
□報酬 時給2,700円

無料市民相談

Table with columns: 内容, 場所, 日時. Includes sections for 一般市民相談, 専門相談(申込制), and 法律相談.

6月1日は『人権擁護委員の日』

昭和24年6月1日に人権擁護委員法が施行されました。人権擁護委員は、差別やいじめなどの人権に関するさまざまな悩みや疑問について相談に応じます。

- ◆市の人権擁護委員(敬称略)
山崎 節子、菅野 美鈴、吉田 隆志、西道 隆、真鍋 五十鈴、岩崎 昭、新野 紀子、菅野 照光、小此木 始
◆人権擁護委員の日 全国一斉人権相談
人権擁護委員が相談に応じます。
※個人情報には固く守られます。
時・場 6月1日(木)午前10時～午後4時(受付:3時30分まで)・田無庁舎2階ロビー
◆人権相談所窓口
●東京法務局人権擁護部
03-5213-1372
●東京法務局府中支局
042-335-4753
◆協働コミュニティ課 042-438-4046
◆市役所の相談窓口(予約制)
問市民相談室
田 042-460-9805:第1(木)
保 042-438-4000:第4(木)
※いずれも午前9時～正午(日程詳細は市報でご確認ください)
◆秘書広報課 042-460-9804